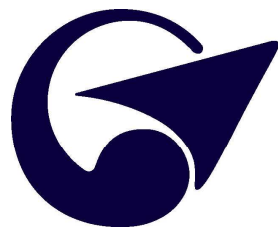


平成27年度

町政執行方針



厚岸町

1 町政に臨む基本姿勢

平成27年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

今、厚岸町は新たな一步を踏み出す時であります。

昨今は、人口減少や少子高齢化などといったこれまでの課題に加え、町有施設の老朽化に伴う更新や維持補修費の増大、頻発する自然災害への対応など、課題が山積しております。

しかし、本年度は、これまでの情勢の変化を踏まえ見直した「第5期厚岸町総合計画」の基本構想と、後期5年間の町政の展開方向を示した後期行動計画がスタートする新たな年であります。この見直しと策定に当たりましては、これまで議決案件でありました基本構想のみならず、各施策を示す行動計画においても厚岸町議会の議決をいただいたところであり、まちの最も基本となる総合計画を着実に推進していくことで未来は開けると確信しております。

一方、全国的に人口減少が進む中、国は昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国・地方公共団体における総合戦略の策定や創生本部の設置など、地方創生を推進するための体制を整備しました。そして、地方創生と人口減少の克服を地方とともに総力を挙げて取り組むとしております。

この課題は、並大抵のことでは克服できません。しかし、臆しては何も始まりません。厚岸町においても、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、第5期厚岸町総合計画を基本としながら、本年度中に厚岸町の人口ビジョンと総合戦略を策定し、確かな未来を築くた

めに果敢に取り組んでまいります。

私が4期目の町政を担わせていただいて折り返しの年となるこの一年、公約のテーマとした「もっと もっと 元気な“あっけし”へ」と導くため、「いま、頑張らないでどうする」との宣言を改めて強く噛みしめ、厚岸町の舵取りに全力を尽くしてまいります。

なお、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」としての国の平成26年度補正予算に対応した事業については、本定例会に追加で補正予算を提案させていただく準備を進めておりますが、実質的な着手が本年4月以降となることから、この執行方針には、これらの繰越事業も含めておりますことをあらかじめ御承知願うものであります。

2 主要な施策の推進

それでは、平成27年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第5期厚岸町総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

(1) 自然との調和を大切にされた快適で安全なまちづくり

まちづくりの柱の一点目は、「自然との調和を大切にされた快適で安全なまちづくり」であります。

厚岸町では、豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」を定め、目指す環境の姿を実現するための行動指針と環境定量目標を掲げて取り組んでおり、河畔林の造成や厚岸町クリーン作戦など、人と自然の共生を基本とした環境保全活動を引き続き進めてまいります。

農林業被害や交通事故、生態系への影響など、深刻化しているエゾシカ被害の対策については、引き続き、関係機関との連携のもとに個体数の適正管理のため計画的な駆除対策に取り組むほか、狩猟免許出前教室の開催や狩猟免許の取得費用の助成を行い人材確保に努めてまいります。

国内のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの有効利用に向けた取組が重要性を増しております。

厚岸町においても、こうした時代の要請に対応した調査研究を進めるほか、住宅用太陽光発電システム設置奨励事業を継続してまいります。

す。

また、町有施設の省エネルギーを推進するとともに、家庭などにおける省エネルギー意識・行動の啓発に向けて情報収集と提供に努めてまいります。

水道事業については、将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくため、取水施設の冠水対策のための基礎調査を行うほか、施設の更新を計画的に行ってまいります。

また、良質な原水を安定的に確保するため、水源かん養林の取得や、「北海道水資源^{みずしげん}の保全に関する条例」による新たな水源地域の指定に向けた取組を継続するほか、地下水の水源調査を実施いたします。

算定期間を5年間とした水道料金の改定から4年目を迎えます。収益環境がますます厳しくなる中、引き続き経営の改善に取り組み、料金見直しの検討を含めた水道事業の健全な経営に努めてまいります。

下水道事業については、本年度で光栄地区の污水管整備を完了させるほか、住の江1丁目地区の雨水管整備を実施いたします。

下水道施設では、既存施設を長期にわたって維持するため、更新計画に基づく設備更新事業に着手いたします。

また、現在、衛生センターで処理しているくみ取りし尿等を、下水道終末処理場で受け入れ、一元処理する施設の建設に着手いたします。

水洗化の促進では、下水道供用開始から3年を超えた地区における水洗化改造工事に関する支援を実施するほか、公共下水道による整備を予定していない地区については、個人による合併処理浄化槽の設置費を支援し、生活排水処理を推進してまいります。

安全で快適な道路環境の確保については、太田門静間道路や床潭末広間道路の整備、厚岸駅構内人道跨線橋の改修、湾月町通りの歩道整

備、太田5号道路の函^{かんきよ}渠改修を継続するほか、路面の損傷が著しい箇所^{かんきよ}のオーバーレイなどを実施してまいります。

さらに、冬期間の交通障害対策として、太田地区での吹きだまり等の雪況調査を実施するほか、除雪車両を購入いたします。

鉄道やバスの公共交通は、高齢者や障がい者などの移動手段としての役割が大きいことから、関係機関と連携して安全で安心な公共交通の維持・確保に努めてまいります。また、スクールバスの町民利用を、引き続き全路線で実施してまいります。

住環境については、省エネ・バリアフリー改修や耐震改修に対する助成を継続してまいります。

また、住宅リフォームと住宅新築を支援するための助成制度の拡充を図るとともに、これまでの事業の実施効果を検証してまいります。

町営住宅の整備では、奔渡団地のうち昭和59年度に建設した住宅の給排水管取替を実施してまいります。

土地利用については、地域住民の理解と協力を得ながら、引き続き地籍修正事業を実施してまいります。

都市計画については、市街地形成の動向を考慮し、用途地域と都市施設のあり方を見直してまいります。

公園については、遊具の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

交通安全については、町民が悲惨な事故の被害者や加害者にならないように、交通ルールの遵守を求めるとともに、通学道路などの現地調査を行い、危険な箇所への横断歩道や標識などの設置を関係機関に要望してまいります。

消費生活では、昨年、道東地域における特殊詐欺被害の認知件数、

金額ともに過去最悪となり、手口も複雑・多様化し様々な悪質商法が発生しております。町民が、こうした消費者被害に巻き込まれないよう、関係機関・団体との連携を密接にしながら、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

また、消費者被害の救済に当たっては、専門相談員の配置など体制が充実している釧路市に引き続き委託するとともに、厚岸町における相談窓口の充実に取り組んでまいります。

次に、消防・防災についてであります。

消防については、厚岸消防署が行う、地域の初期消火活動を強化するための水槽付ポンプ自動車の更新、第1分団床潭部器具格納庫の建設、山の手地区への消火栓の増設、水難救助活動の安全性を高めるための潜水資機材の更新、地震・津波発生時に対策拠点となる湖南・湖北地区現場指揮本部の機能強化を図るための防災資機材の整備、消防団員の災害活動時の安全を確保するための安全装備品の整備を支援してまいります。

また、耐震性の問題に加え、津波浸水により消防機能を失う恐れがあるとして、高台への移転・改築を計画している釧路東部消防組合本部・厚岸消防署庁舎については、町として防災拠点施設機能を付加するとともに、釧路東部消防組合が行う建設用地の取得、有利な財源の確保、調査、設計などに関する取組を支援してまいります。

防災について、地震・津波災害の対策では、段ボール製の間仕切りと簡易ベッド、ミルク、紙おむつ、生理用品など、高齢者、乳幼児、女性などに配慮した備蓄物資を整備するほか、賞味期限切れとなる備蓄用の食料と飲料水、経年劣化が著しい苫多、小島地区の防災行政無線屋外拡声子局のスピーカー等を更新するとともに、自主防災組織が

行う防災資機材の整備や活動に対する助成制度を創設いたします。

また、厚岸情報館北側に整備された避難階段と門扉付近への照明灯の設置、お供山周辺治山施設への避難階段の増設、津波避難時における避難者の安全確保や道路の渋滞緩和に係る対策、跨線橋等による避難路の整備など、対策のさらなる充実強化に向け、引き続き国や北海道に要望してまいります。

台風や豪雨災害の対策では、門静地区と尾幌地区の冠水・浸水対策として、既存排水施設の改修と増設を行うほか、災害発生の大きな要因となっている旧尾幌1号川の現況調査を実施し、その調査結果を踏まえ、より効果的な対策を検討してまいります。

町民の防災意識の普及では、これまでの自治会又は地域単位による災害図上訓練に加え、災害時の避難所運営を想定した訓練を実施するとともに、厚岸町防災訓練における避難訓練、防災講演会、教育委員会との連携による防災標語の募集を継続実施するほか、子どもたちの防災意識の向上を図る防災教育を推進してまいります。

治山対策については、決壊箇所や危険箇所の予防対策として梅香、奔渡、松葉などにおいて、北海道が事業主体となり8件の治山工事を行う予定であります。今後も危険が予想される箇所や復旧を要する箇所については、治山工事を北海道に要望してまいります。

治水対策については、奔渡川の護岸改修事業を継続するほか、矢臼別演習場内を流れる別寒辺牛川水系における未整備流域の調査・設計が継続されるよう国に要望してまいります。

廃棄物対策については、ごみ焼却処理場と一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、町民の理解と協力を得ながら、資源ごみの分別徹底により、リサイクル率のさらなる向上に努めてまいります。

し尿処理施設については、収集量の減少や質の変化に対応した適正な処理に努めてまいります。

また、環境美化運動の推進については、町内各学校の環境美化活動を支援してまいります。

情報ネットワークについては、厚岸情報ネットワークの一層の利用増進を図るため、インターネット用光ケーブルを増設してまいります。

(2) にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

まちづくりの柱の二点目は、「にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり」であります。

はじめに、水産業についてであります。

昨年3月に改訂した「厚岸地域マリンビジョン」は、本町の水産業を核としたまちづくりの将来を描く具体的な構想として、北海道開発局長からモデル地域に指定されました。

今後は、このビジョンに基づく様々な事業が着実に進められるよう、国はもとより、北海道や厚岸漁業協同組合等の関係機関と連携してまいります。

漁業生産基盤の整備とつくり育てる漁業は、本町の水産業の発展に非常に重要であり、厚岸漁業協同組合が行う昆布漁場改良事業や漁場造成環境調査事業などを引き続き支援してまいります。

また、厚岸漁業協同組合と厚岸町で構成する「厚岸地域水産業再生委員会」が、厳しい状況の続く漁業、漁村の活性化を図るため、浜の実情に応じた具体的な所得向上目標を設定し、その実現のための具体的な取組を示した「浜の活力再生プラン」を昨年12月に策定し、国

から承認を受けました。今後、このプランで示された水産資源の安定と資源増大による生産性向上、ブランド化の推進と付加価値付与による魚価の向上、漁労経費の節減、漁業後継者対策の4つの基本方針に基づく具体的な対策について、厚岸漁業協同組合と連携し取り組んでまいります。

厚岸漁港の整備では、国の直轄特定漁港漁場整備事業計画に基づく、津波襲来時の緊急一時避難場所としての活用も期待される人工地盤や屋根付き岸壁などを備えた衛生管理型漁港施設の整備が本年度、本格的着工を迎えます。この計画に基づく漁港整備は、流通、加工などを含め、安全で安心な水産物の供給拠点として重要であることから、引き続き早期完成に向けて国に強く働きかけてまいります。

床潭漁港については、西側泊地^{はくち}と東側泊地^{はくち}の静穏域確保のため、外防波堤等の設置を北海道に要望してまいります。

また、海岸保全事業についても、早期整備を国や北海道に強く要望してまいります。

カキ種苗センターについては、引き続き優れた特徴をもった親貝の確保に努めるとともに、生産コストを下げるための技術開発を進め、良質な種苗を生産者に安定供給してまいります。海でのカキ育成技術についても、厚岸漁業協同組合及びカキえもん養殖協議会と連携して、情報の収集や実地試験などに取り組み、消費者のニーズに合ったカキをつくり出す方法を研究してまいります。

さらに、カキ生産者が抱えている種苗不足の不安を解消し、カキ養殖業の基礎であるカキ種苗を将来にわたって安定確保していくことを目的として、シングルシード種苗の生産に加え、厚岸漁業協同組合が行うホタテ盤を使った種苗生産について、カキの幼生の提供等、生産

体制の確立を支援してまいります。

昆布の消費拡大については、依然として低迷が続いており、関係団体が実施する販売促進活動等を引き続き支援してまいります。

また、アザラシによる漁業被害対策については、被害状況の把握を継続し、関係機関との連携により、被害防止対策の検討を促進してまいります。

次に、農業についてであります。

近年の酪農業を取り巻く情勢は、国際的な農業交渉の進展や生産費用の増加、規模拡大に伴う過重労働、担い手の減少による離農や高齢化など、厳しさを増しております。

釧路、根室管内の市町村長及び農業協同組合長で構成する「新たな根釧酪農構想検討会議」が、本年2月に、根釧地域全体の酪農や地域の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を示した「根釧酪農ビジョン」を策定しました。今後、このビジョンで示された草地型酪農の推進、担い手の育成確保、高付加価値化の推進の3つの視点による具体的な展開策の推進について、農業協同組合と連携し取り組んでまいります。

本町の酪農業を存続させるためには、新規就農者や後継者を含めた担い手の確保と、自給飼料を基盤にした低コストで安定的な酪農経営を目指し、良質な粗飼料の生産性向上と安定確保を図り、足腰の強い経営基盤を確立する必要があります。

農業生産基盤については、良質な粗飼料確保のためトライベツ地区及び尾幌第2地区において、道営事業による草地整備事業が継続実施されることになっております。

また、本年度から3カ年計画で進められるトライベツ地区の生乳生

産施設の整備を支援してまいります。

中山間地域等直接支払事業については、本年度から第4期対策として開始されることから、事業主体組織である釧路太田集落及び中山間浜中・別寒辺牛集落との連携を密にしながら、地域に根ざした効率的な事業展開を支援してまいります。

昨年度から開始した多面的機能支払事業については、事業主体組織である釧路太田広域保全活動組織との連携を密にしながら、地域の共同の取組を支援してまいります。

さらに、酪農・畜産経営の収益性の向上に取り組むため、町や釧路太田農業協同組合などの農業関係団体、畜産農家などで構成する釧路太田畜産クラスター協議会が本年2月に設立されました。この協議会では現在、生産コストの低減や収益向上に向けた取組を検討しており、その取組の実現に向けて支援してまいります。

家畜防疫については、厚岸町家畜自衛防疫協議会など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防のため、引き続き予防注射や伝染病検査を支援してまいります。さらに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など、飼養衛生管理の指導と啓発に努めてまいります。

町営牧場については、引き続き預託牛の適正な育成管理のもと牧場運営経費の節減と、なお一層の飼養管理技術の向上に努めてまいります。本年度は、良質な粗飼料の確保を図るため、道営事業によりセタニウシ団地の草地整備を引き続き進めるほか、預託牛に与える乾草^{かんそう}の保管施設整備に向けた実施設計を行ってまいります。

担い手の育成・確保対策については、関係機関と連携し、昨年度制度を拡充した「厚岸町新規就農者誘致条例」の活用により、担い手の育成・確保に努めてまいります。

また、地域の念願であった太田活性化施設については、その愛称を「らくとぴあ」とし、4月1日の開所を予定しており、活発な利用を促進してまいります。

次に林業についてであります。

森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な資源の確保を図るため、町有林については、公益的機能の維持増進を基本に、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林については、民有林振興対策事業及び森林整備地域活動支援交付金事業を継続してまいります。

また、林業労働災害の未然防止に向けて関係機関と連携し、情報収集・発信に努めてまいります。

林業担い手対策としては、林業作業員の長期安定雇用のための森林整備担い手対策推進事業を引き続き実施してまいります。

本年度も、町民参加の森づくり事業として、町民の森植樹祭を支援してまいります。

また、国や北海道など関係機関と連携を図り、地域で産出される木材の利用促進を図るとともに、昨年度から実施した町有林内の林地残材を有効活用する森林資源利活用事業については、事業量を増やして継続してまいります。

きのこ菌床センターについては、高品質な菌床の安定供給に努めてまいります。また、生産者を取り巻く経営環境が、価格の低迷などにより厳しい状況が続いていることから、厚岸産しいたけの価値を高め消費拡大を図るための活動を支援してまいります。さらに、新規着業者の募集を継続するとともに、生産者と連携し受入支援に努めてまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

昨年4月の消費税率引き上げの影響は和らぎつつあるものの、実質賃金の減少や電気料金の再値上げなど度重なる負担増で、個人消費は低調なまま推移したため、景気持ち直しの実感は、本町においては未だ十分に浸透していないのが現状であります。

このため、国の緊急経済対策による「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の活用にあたっては、町内経済への波及に十分配慮したところであります。中でも、消費喚起効果の高いプレミアム商品券発行に対する支援や商店街利用の促進を図る「あやめポイントカード」発行支援などを行ってまいります。

また、第一次産業や製造業、観光業などで取り込んだ財貨を可能な限り町内で循環させる「域内循環」を促進しながら、中小企業の振興を図るため「厚岸町中小企業振興計画」の着実な推進に厚岸町商工会と連携しながら取り組んでまいります。

ハッピーブライダル奨励事業については、地域経済の活性化に資するよう、引き続き実施してまいります。

さらに、企業の安定経営に欠かせない金融の円滑化に向け、厚岸町商工会や金融機関と連携して、町の融資制度をはじめとする各種公的資金の周知と有効な活用促進に取り組んでまいります。

観光については、道東自動車道白糠インターチェンジの供用開始や昨年好調であった釧路と名古屋を結ぶ航空路線が本年夏も継続運行されるなど、釧路地域における観光客の増加が期待できる環境が整ってきております。これを機に、一層の観光客誘致を図るため、関係機関と連携しながら、本町の魅力と特性を生かした各種取組を行ってまいります。

多様化する観光客のニーズに応えられるガイドの育成・活用については、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会や観光関係者と連携し取り組んでまいります。

観光情報の発信については、本町の魅力を全国的に広くPRするため、ご当地キャラクター「うみえもん」を活用し、道内外の観光・物産イベントなどへの参加のほか、民間にも協力をいただきながらキャラクターを活用した観光・物産の情報発信の展開に取り組んでまいります。また、町や厚岸観光協会のホームページを活用した新鮮かつ魅力的な情報発信に努めるとともに、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会など関係機関と連携しながら、広域観光の推進に資する情報発信にも取り組んでまいります。

本年、アヤメを慈しむ自治体で構成する全国市町村あやめサミットが、6月30日と7月1日の2日間、平成4年以来、23年ぶりに本町で開催されることから、アヤメを生かしたまちづくりの効果的展開について討議する会議の成功に向けて取り組んでまいります。

厚岸道立自然公園の国定公園化については、厚岸湖における公園内の地種区分の変更に向けた具体的な検討を厚岸漁業協同組合と重ねながら、関係機関・団体との調整を進め、早期実現に努めてまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、マスメディアでの情報発信や首都圏・関西方面での誘客活動などが功を奏し、入館者・売上ともに年々伸びており、今後も食や味覚を核とした厚岸観光の中核拠点施設としての役割を担うため、経営の健全化に向けた取組や機能の充実を支援し、産業振興と地域活性化に努めてまいります。本施設は建築後21年を経過しボイラーや給水設備などの老朽化が著しいため設備更新を図るとともに、施設の適切な管理に努めてまいります。

また、観光客など来訪者の情報収集等の利便性を高める観光・防災Wi-Fiステーションを整備し、さらなる施設機能の充実に努めてまいります。さらに、道の駅としての防災拠点施設機能が十分発揮できるよう、駐車場の拡張整備などについて引き続き国などの関係機関に支援を要請してまいります。

雇用を取り巻く環境は、釧路地域の有効求人倍率は昨年10月以降、1.00倍を超える高水準となっているものの、厚岸町においては新卒者の多くが就業の場を求め町外に流出しており、地元における雇用の安定と確保が求められております。

このことから、地域経済の発展や活性化を支える担い手となる新卒者や若年層の就業の場を確保するため、厚岸町雇用対策連絡会議などを通じ、町内の各企業、団体への働きかけを継続してまいります。

また、季節労働者や失業者の通年雇用の促進については、釧路地域通年雇用促進支援協議会をはじめ、ハローワークや釧路総合振興局などの関係機関との密接な連携を図り、雇用機会の確保と安定に努めてまいります。

(3) やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの柱の三点目は、「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」であります。

町民の健康保持増進については、「第2期みんなすこやか厚岸21」に基づき事業を推進し、町民一人ひとりが生涯にわたり主体的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、ライフステージに合わせた各種事業について周知・啓発に努め、健康増進に向けた意識の高揚を図っ

てまいります。

保健予防サービスについては、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、各種健康診査やがん検診の勧奨により、受診率の向上を図ってまいります。

感染症対策については、各種感染症に対する危機管理意識向上のための周知と予防接種の勧奨を行うとともに、昨年度整備した町内の医療機関や関係機関による感染症情報共有体制を検証し、その有効活用を図ってまいります。

次に病院事業についてであります。

地域医療を担う町立厚岸病院は、国の医療政策により大きな影響を受け、診療報酬の引き下げと医療費抑制策の下で厳しい経営状況が続いております。

しかし、町民の命と健康を支える地域唯一の中核的な病院機能を有する医療機関として、「かかりつけ医」による優しさある医療を基本理念に、公立病院の使命である地域に不足する不採算とされる高度医療、小児医療、救急医療や予防医療などを確保するとともに、町民の皆さんが適切な医療を受けられるよう2次・3次医療機関の専門医への紹介と連携に努めてまいります。

また、地域医療を守るため、常勤医師による診療体制の維持を最優先に、薬剤師や看護師など医療従事者の確保に努め、これまでどおり急性期から慢性期までの広範な医療を継続し、内科、外科、小児科の外来診療に加え整形外科と脳神経外科の専門外来を維持するとともに、一般入院病床の効率的な運用を図り、信頼される病院づくりを進めてまいります。

広域救急医療については、近隣市町村や関係機関との連携を図りな

がら、小児救急やドクターヘリ運航などの体制維持に努めてまいります。

町民の多くは、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを望んでおります。誰もがいきいきと希望を持って暮らすことのできる環境づくりが大切であり、地域福祉に関わる全ての人や団体とのネットワークの構築を促進し、共に支えあい、助けあう地域づくりを目指す「厚岸町地域福祉計画」の推進に取り組むとともに、平成28年度を始期とした新たな第3期計画の策定を進めてまいります。

避難行動要支援者の支援については、データベース化を継続するとともに、地域や関係機関と情報を共有し、引き続き全町的な見守り支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、本年度を始期とする「第6期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業を推進してまいります。

高齢者が安心して生活できるように、キャラバンメイトや認知症サポーターなどの高齢者を支援する人材の養成に努めるとともに、SOSネットワークの活用を図ってまいります。

また、判断能力の不十分な人の権利擁護の担い手となる市民後見人のフォローアップ研修を実施し、後見人制度運用のための体制整備についても検討を進め、地域包括支援センターを中心としたネットワークづくりに努めてまいります。

介護サービス事業については、昨年度から特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターを指定管理者による管理運営としました。

特別養護老人ホーム心和園については、指定管理者が行う福祉サー

ビス第三者評価事業を支援するとともに、評価の結果を公表することで、施設運営の透明性の確保とサービスの向上につなげてまいります。

介護老人保健施設「ここみ」は、町民の皆さんの施設運営の目的や内容への理解が深まったことで、安定した入所利用での運営となっております。今後も安心して入所できる介護老人保健施設の役割に即した運営に取り組んでまいります。

障害福祉については、本年度を始期とする「第4期厚岸町障がい者基本計画」「第4期厚岸町障がい福祉計画」に基づき事業を推進してまいります。また、増加傾向にある発達障害や精神障害の個別の事例について、関係機関と連携して、一人ひとりの能力や適性に応じた支援に努めてまいります。

子育て支援については、本年度始期となる子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。町単独事業としては、子育てお助けブックの配付、保育料の助成、出産祝金の支給、妊婦健康診査通院費の助成を継続してまいります。

さらに、保育料助成を第3子以降に加え、第2子にも助成し、子育て世帯への経済的支援に努めてまいります。

また、保育所の耐震診断の結果や施設の老朽化と児童数の推移、さらに町内の私立幼稚園の動向を踏まえ、今後の保育所のあり方について検討してまいります。

国民健康保険については、高齢化や一人当たりの医療費の増大に伴い、引き続き厳しい運営が予想されるため、特定健康診査の受診率向上などによる医療費の抑制や、国民健康保険税の収納率向上など給付財源の確保により、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいり

ます。

また、今後予定されている国民健康保険の都道府県への移行については、国の動向を注視しながら、北海道など関係機関と連携を密にして適切に対応してまいります。

介護保険制度については、制度の周知を徹底するとともに、安心して適正なサービスが利用できるよう介護サービス事業者との連携強化に努めてまいります。

生活保障と自立支援については、生活実態を把握するための相談に適切に対応するとともに、各種制度を活用した支援に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き実施される臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給については、関係各課との連携により万全な体制をとってまいります。

さらに、両給付金の対象者に町内で使用できる商品券を上乗せ交付することで、一層の経済的支援に努めてまいります。

(4) 個性と感性がきらめくまちづくり

まちづくりの柱の四点目は、「個性と感性がきらめくまちづくり」であります。

教育委員会と連携し教育環境の充実を図ることは、行政の重要な役割であります。

そこで、私に関係する教育行政について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会による総合教育会議の設置や、教育、学術及び文化の振興に

関する総合的な施策方針を定めた大綱の策定、教育長の直接任命制により、教育行政に対する首長の関わりが明確になります。

私は、教育行政に対する責務を果たすことはもとより、教育の政治的中立性、継続性、安定性確保の重要性を認識しながら、厚岸町の教育水準の維持向上と、教育振興の充実に向けた取組を進めていけるよう、教育委員会との連携強化を図ってまいります。

学校教育施設については、校舎の適切な維持管理を継続するとともに、太田地区の教員住宅を改築いたします。

また、経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者援助のほか、私立幼稚園就園奨励等による支援を継続するとともに、厚岸翔洋高等学校へ通学する生徒に対する通学費一部助成についても引き続き実施してまいります。

体育施設については、宮園公園野球広場のトイレ改修を行い、良好な施設環境整備を図ってまいります。

(5) みんなでつくる協働のまちづくり

まちづくりの柱の五点目は、「みんなでつくる協働のまちづくり」であります。

町内の各種団体が行うまちづくり活動を支援し、まちの活性化を図ることを目的にした「まちおこし補助金制度」は、協働のまちづくりを進める上でも有効な制度であることから、その制度の周知と各種団体への活用の働きかけなどを行ってまいります。

また、自治会への支援として、連帯感にあふれた安全で安心な地域社会づくりを目指す活動に対する助成制度を創設いたします。

地域活動の拠点となる集会施設は、引き続き計画的な補修工事や修繕を行い、施設の維持管理に努めてまいります。

次に、行政運営についてであります。

先にも申し上げたとおり、厚岸町の人口の現状と将来の姿を示し、今後取り組むべき将来の方向を提示する人口ビジョンと、今後5カ年の政策目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた総合戦略を本年度中に策定いたします。

また、今後の行政運営における大きな課題の一つに町有施設の老朽化問題があることから、町が管理する施設について、長寿命化を含めた今後のあり方などの方針を示す総合的な管理計画を策定する必要があります。そのため、本年度は、まず、町が管理する施設の現状分析などを行ってまいります。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として国が進めている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度については、本年10月から、町民一人ひとりに個人番号が付され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。

マイナンバー制度の導入により、地方公共団体は、個人番号の指定や情報ネットワークシステムを使用した情報連携など、重要な業務を行うこととなります。

このため、町としては、国から示されたスケジュールに基づき、システム整備、条例の制定や改正などの事務を的確に進めるとともに、町民の皆さんに十分理解していただけるよう、広報誌やホームページなどで積極的な周知を図ってまいります。

昨年5月の地方公務員法の改正により、従来の勤務評定に替え、よ

り客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入され、平成28年4月1日から施行される予定であります。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には町民サービスの向上の土台をつくることを目的としています。

このため、町としては、このような基本事項を踏まえ、人事評価の基盤となる人材育成基本方針を改定するとともに、人事評価制度を適正かつ円滑に運用していくための課長等による評価者研修を実施するなど、本年度内の一部試行、平成28年度からの本格運用に向けて取り組んでまいります。

また、近年、全国の市町村において広がりを見せている「ふるさと納税」の推進活動を背景に、国は、地方創生を推進するため、制度の一層の拡充を図ることを目的とした施策を示しました。このような状況を踏まえ、国から要請されている寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の中で、本町として最もふさわしい「ふるさと納税」のあり方について検討してまいります。

次に、財政運営についてであります。

平成27年度予算編成は、昨年12月の衆議院解散総選挙により、政府の予算編成の日程が例年よりも大幅に遅れ、また消費税率が8パーセントから10パーセントへの引き上げを見送ったことにより、国から交付される地方財源への影響を懸念しておりました。

現在、総務省から示されている地方財政計画では、地方税総額は

7.1パーセントの増が見込まれることから、地方財源の不足を補てんする地方交付税が0.8パーセントの減、臨時財政対策債が19.1パーセントの減となり、地方譲与税も2.6パーセントの減が示され、従前にも増して厳しい財政環境となっております。

新年度一般会計予算案の歳入では、町税が固定資産税の評価替えによる減を町民税などの収入増によって補い、前年度を上回る約10億円を計上し、一方、普通交付税は前年度よりも約5,100万円少ない約33億5,300万円の計上といたしました。前年度の交付決定額は約37億1千万円ですが、地方交付税法の改正案による単位費用額は減額が示され、また追加項目の算定方法が明示されていないことに加え、年度途中における除雪経費などの追加の財政需要に対応するため、補正財源を確保し町民サービスと予算執行に支障がでないよう努めてまいります。

こうした歳入の見通しの中、補てん財源として、各種基金からの繰入額を前年度よりも約1,800万円減の約4億7,100万円といたしました。本定例会に上程した平成26年度補正予算案において、好調な町税収入や過疎対策事業債のソフト分の発行枠の増額獲得など財源確保を図り繰入額を確保する基金積み立てを予定しており、厳しい財政環境の中にあって引き続き収支状況を悪化させない予算編成を図っております。

歳出では、義務的経費である人件費が前年度よりも約3,400万円増の約16億7,000万円、扶助費が約1,900万円増の約5億600万円となり、町債残高を減らしてきた効果により公債費は約6,500万円減の約10億3,200万円です。投資的経費は、前年度に太田地区活性化施設整備事業があ

ったことなどから約4億2,000万円の減となる約15億5,800万円であります。

一般会計の平成27年度地方債残高は、約3億7,900万円減となる約100億6千万円となり、引き続き将来負担額の軽減を図っております。

また3年目となる、職員の自由な発想をまちづくり施策に反映させ、職員の企画提案・実務能力の向上を図ることを目的とした「i・チャレンジ提案」による施策は、6件を継続事業として予算案に盛り込んでおります。

一般会計予算案は、約80億5,500万円で、前年度に比較して、4.9パーセント、約4億1,400万円の減であります。また、一般会計と6つの特別会計の当初予算案合計では、前年度比で1.4パーセント、約1億7,100万円の減となる約119億6,000万円あります。

さらに、平成26年度補正予算案として本定例会の会期中に追加上程を予定しております国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業などを新年度における繰越執行を予定しております。

企業会計では、病院事業会計に対して繰出基準額約3億5,800万円を計上し、年度途中での収支不足分は、執行状況を勘案して必要に応じて年度末までに追加補正を検討する考えであります。

政府においては、消費税率を8パーセントから10パーセントへの引き上げを見送ったことにより、平成32年度に国と地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化する国際公約の達成は、ますます厳しくなったとの認識のもと平成27年度半ばまでに、その目標を達成するための国と地方を合わせた財政健全化計画を策定すると公表してござい

す。

現在の地方財政は、国が赤字国債を発行して地方財源を確保しておりますが、財務省は国家財政よりも地方財政に余裕があるとみており、特に平成28年度以降は、地方へ配分する財源の抑制圧力が増すことを想定しておかなければなりません。

今後、政府の地方財政対策により、厚岸町の財政運営にどのような影響がもたらされるのかしっかりと見極め、厚岸町総合計画に掲げた財政健全化指標の目標達成に努めるとともに、将来を見据えた町民サービスの維持向上と効率的な執行を目指し、安定的で持続可能な健全財政の運営を堅持するよう努めてまいります。

3 むすび

以上、平成27年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し述べました。

厚岸町が、これから進もうとする道には、幾多の苦難が立ちはだかることでしょう。しかし、我々には、これを乗り越える力があるはずです。本年、厚岸町は、町制施行115周年を迎えますが、先人達が、弛まぬ努力によって難局を乗り越えてきたからこそ、今の厚岸町があるのです。

「為せば成る 為さねば成らぬ 何事も 成らぬは人の 為さぬなりけり」

これは、江戸時代の米沢藩主の上杉鷹山公の言葉です。できそうもないことでも、その気になってやり通せば必ず成就するということを説いています。我々も個々が持つ潜在力を引き出し、その力を結集し、先見の眼差しをもって果敢に挑むことができれば、必ずや希望に満ちた将来の厚岸町の姿が見えてくるはずです。

私は、何よりも大好きなこの厚岸を「もっともっと元気なまちへ」という気概に燃え、大きな夢を抱ける、希望が沸き立つようなまちづくりに全力を傾注してまいります。

どうか一層の御理解、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成27年度の町政執行に当たっての、私の所信とさせていただきます。